

## 久米南町指定給水装置工事事業者の指定事項変更届出要領

### 1. 届出の手続き

次の書類を提出して下さい。

- (1) 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書※会社印等押印
- (2) 申請者が個人であって、氏名又は住所の変更である場合には、その住民票の写し  
申請者が法人であって、名称及び住所並びにその代表者の氏名の変更である場合には「定款」又は「寄附行為及び履歴事項全部証明書」
- (3) 申請者が法人であって、役員（代表者を含む）の氏名の変更である場合には、「誓約書兼同意書（別記様式）」及び「履歴事項全部証明書」
- (4) 指定書の書き換えを必要とする場合には、「給水指定書書き換え申請書」及び現在の「指定書」

### 2. 届出に関する書類の提出先

届出等の書類は、久米南町役場建設水道課へ提出して下さい。

なお、受付後の書類は返却しません。

### 3. 届出に関する書類の作成要領

届出に関する書類の作成は、次の注意事項を留意して下さい。

- (1) 書類への記入は黒又は青のボールペンを使用し、かい書で正確に書いて下さい。
- (2) 氏名は、戸籍に記載されている文字を使用して下さい。

## 参 考

### 久米南町指定給水装置工事事業者の指定等に関する規則

(変更等の届出)

第7条 指定工事業者は、次の各号に掲げる事項のいずれかに変更のあった時、又は給水装置工事業の事業を廃止、休止、若しくは再開した時は、町長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 法人にあつては、役員の名
- (3) 事業所の名称及び所在地
- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により指定事項の変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に施行規則第34条第2項に定める届出書に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつてはその住民票の写し、法人にあつては定款又は寄附行為及び履歴事項全部証明書
- (2) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、第4条第3項第2号（規則）に定める書類（誓約書）及び履歴事項全部証明書

3 第1項の規定により給水装置工事業の事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする指定工事業者は、事業を廃止又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、又事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、施行規則第35条に定める届出書を町長に提出しなければならない。